

■「以前注文のあった健康食品を送ります」と、言われた■（3月）

<相談事例>

「昨年12月にご注文をいただいたサプリメントを送りますので、ご住所などを確認させてください」と、電話があった。「注文していないと思います」と、答えたが、「確かに12月にご注文いただいています」と言われ、自信がなくなり、ハッキリと断れなかった。商品が送られてくると思うが、どうしたらよいか。

<考察>

このように、申込んだ覚えのない健康食品などが強引に送られてくるという相談が増えています。狙われるのは主に高齢者で、記憶があいまいな状況で業者から強い口調で「確かに申し込んだ記録がある」などと言われ、承諾してしまうケースもあり注意が必要です。

<アドバイス>

1. 注文した覚えもない商品を送ると電話があったらキッパリと断る。
2. 断ったにもかかわらず商品が届いてしまったときは、宅配業者に事情を話し、受取拒否。
3. 断りきれずに承諾してしまい、商品が届いた場合は、クーリングオフができます。商品の送り元の業者名、住所、電話番号を控え、受取拒否をした後、クーリングオフの手続きをしましょう。
4. 商品を受け取り、代金を支払ってしまった場合でも8日以内であればクーリングオフできます。

※ 普段から、心当たりのない宅配便などは安易に受け取らないように心がけ、トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談してください。